

平成 20 年 度

徳島県立病院年報

第 43 号

徳島県病院局

ま え が き

地方公営企業法全部適用（全適）への経営形態の変更が経営改善に結びついていない病院事業が多いこともあって、財務の視点を主眼においた“公立病院改革ガイドライン”では、事実上、全適による自治体病院運営は否定され、非公務員型地方独立行政法人化（独法化）が推奨されています。その結果、平成20年度末には11病院しか存在しなかった独法化病院が、平成21年度以降は新たに34病院がその予定とするなど、独法化への移行が加速しています。

たしかに、全適では、「定数条例の壁」、「給与制度の壁」、「人事権の壁」、「議会の壁」など、さまざまな“制度の壁”によって、病院運営の自由性、弾力性、迅速性さらには機動性が損なわれ、自立かつ自律的な病院経営に支障を来している場合が数多く見受けられます。一方、独法化では、これらの壁はほとんどすべてブレイクスルーでき、持続的な経営改善が可能になると言われており、いくつかの成功例も報告されています。

しかし、経営形態の見直しの判断基準が経営改善、すなわち、「経済性の発揮」にある限りは、独法化は決してバラ色の未来を約束してくれるものでもなく、心安まる終着駅にもなり得ないのです。なぜなら、独法化による経営改善に失敗すれば、待ち受けているのは、公設民営化。それでもだめなら、民間移譲に行き着くことは明らかで、決して、全適や一部適用への後戻りはありません。つまり、独法化では、自治体病院のアイデンティティとして最も重要な「公共性の確保」が損なわれ、結果として、自治体病院そのものが消滅する危険性を有しているのです。しかし、残念なことに、少なからぬ自治体病院がそのことに気づくことなく、安易に独法化を選択しはじめています。

「経済性の発揮」と「公共性の確保」という二つの重い責務を課せられた自治体病院にとって、忘れてはならない大切なことは、「自立と自律」を意識しながら、税が投入されている病院に相応しい医療を提供し、地域医療の“最後の砦”となることです。そして、この相反する命題を解決する“カギ”は、決して、“公立病院改革ガイドライン”で求められているような経営形態の見直しにあるのではなく、知事部局と病院局、知事と病院事業管理者との日頃のコミュニケーションから構築される「相互理解と相互信頼」にこそあると言えるのです。

このような認識のもと、平成17年度に地方公営企業法を全部適用した徳島県病院局では、今後も全部適用による県立病院運営を堅持することとし、その基本理念である『県民に支えられた病院として、県民医療の最後の砦となる』の実現に向けて、さまざまな施策を展開してきました。

平成20年度におきましては、「ファインチームワーク」を共通の価値観として、すべての職員が心をつなぐベクトルを合わせ、＜医療の質～患者さん中心の医療＞、＜医療の透明性～わかりやすい医療＞、そして＜医療の効率性～限りある医療資源の有効活用＞など、高度医療の提供と地域医療格差の是正に向けての取り組みを行いました。

その結果、平成20年度の経常収支は、3年連続の黒字決算となり、約1億円2千万円の純利益を計上することができました。

このたび、平成20年度における県立病院の業務内容と経営概況を中心として、病院事業の実態を計数的に把握できるように年報として取りまとめましたので、参考資料として、ご利用いただければ幸いです。

平成21年10月

徳島県病院事業管理者

塩谷 泰一

凡 例

- 1 この年報で徳島県立病院とは、徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年条例第 37 号）により設置された病院をいう。
- 2 この年報の年度区分は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までである。
- 3 病床数は、医療法の規定に基づき、知事の使用許可を受けた病床数である。
年間平均病床数は、毎日の病床数を合計し、これを暦日数で除したものである。
- 4 入院患者延数とは、毎日午後 12 時現在の在院患者数にその日の退院患者数を加え、これを年間合計したものである。
- 5 外来患者延数とは、診療のため来院した患者数を年間合計したものである。
同一患者が 2 科以上の診療を受けた場合、入院患者が他科の診療を受けた場合及び薬品を交付した場合には、それぞれの科の患者数として計上した。
- 6 1 日平均患者数は、入院については暦日数で、外来については実診療日数で除したものである。
- 7 入院患者の病類別区分は、主たる病類の別に結核、精神、感染症に区分し、その他を一般とした。
- 8 診療費負担区分別患者数とは、診療費の支払方法別に区分した患者数である。
- 9 診療科別患者数とは、病院において標ぼうしている診療科で診療を受けた患者の数である。
- 10 診療点数とは、診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表により算定した点数である。
- 11 表章記号は次のとおりである。

計数がない場合	0
計数がありえない場合	-
数値が微少の場合	0.0
- 12 以上のほか注記が必要と思われるものについては、それぞれの箇所に記載した。

平成 20 年度 徳島県立病院年報目次

まえがき
凡 例

第 1 章 県立病院の概況

1	概 要	1
2	現 況	2
3	機 構	3
	(1) 本 庁	3
	(2) 中 央 病 院	3
	(3) 三 好 病 院	4
	(4) 海 部 病 院	4
4	職 員	5
5	沿 革	6
	(1) 中 央 病 院	6
	(2) 三 好 病 院	9
	(3) 海 部 病 院	12
6	許可病床数・診療科目の変遷(法適用後)	14

第 2 章 施設の現況

1	土 地	15
2	建 物	16
3	医療器械器具	17
	(1) 平成 20 年度取得高額医療器械	17
	(2) 病院別医療器械	18

第 3 章 患者の状況

1	入院・外来患者数	26
2	月別 1 日平均患者数	29
3	病類別入院患者数及び構成比	31
4	病 床 利 用 率	32
5	診療費負担区分別患者構成	33
6	診療科別患者構成	34
7	職員 1 人 1 日当たり取扱患者数	35
8	救 急 患 者 数	36
9	患 者 統 計	37
	(1) 平成 20 年度床数・病床利用率	37
	(2) 平成 20 年度平均在(通)院日数・外来入院比率	37
	(3) 平成 20 年度月別患者数	38
	(4) 平成 20 年度月別 1 日平均患者数	39
	(5) 平成 20 年度診療科別延患者数	40
	(6) 平成 20 年度診療科別 1 日平均患者数	41
	(7) 平成 20 年度診療費負担種別	42
	(8) 平成 20 年度救急患者数	42
	(9) 平成 20 年度差額室延数・利用患者延数	43

(10) 平成 20 年度職員 1 人 1 日当たり患者数	43
-------------------------------	----

第 4 章 診療の状況

1 診療給付点数	44
2 診療科別点数構成	45
3 診療科別患者 1 人 1 日当たり点数	47
4 手術件数	49
5 分娩件数	50
6 放射線等使用件数	51
7 検査件数	52
8 給食件数	53
9 診療統計	54
(1) 平成 20 年度診療科別給付点数	54
(2) 平成 20 年度診療科別患者 1 人 1 日当たり給付点数	55
(3) 平成 20 年度手術件数	55
(4) 平成 20 年度月別分娩件数	56
(5) 平成 20 年度放射線等使用件数	56
(6) 平成 20 年度検査件数	57
(7) 平成 20 年度食種別給食数	57
(8) 平成 20 年度院外処方箋発行状況	58
(9) 平成 20 年度服薬指導実施状況	59
(10) 平成 20 年度無菌製剤処理加算実施状況	59
(11) 平成 20 年度薬品使用効率	59
(12) 平成 20 年度入院時持参薬調査	59

第 5 章 職員の状況

1 部門別職員数	60
2 職種別職員の平均給与月額	61
3 職種別職員平均年齢	63
4 職員統計	64
(1) 平成 20 年度末部門別職員数	64
(2) 平成 20 年度 100 床当たり部門別職員数	64
(3) 平成 20 年度職種別職員平均給与月額	64
(4) 平成 20 年度診療科別 1 日当たり医師数	65
(5) 平成 20 年度末職種別職員平均年齢	66

第 6 章 経理の状況

1 収益及び費用	67
2 資産・負債及び資本	72
3 資本的収支年度別比較	74
4 企業債借入及び償還状況	75
5 主要経営比率	76
6 経理統計	77
(1) 平成 20 年度収益・要素別費用	77
(2) 平成 20 年度収益(100)当たり要素別費用	77
(3) 平成 20 年度患者 1 人 1 日当たり収益・要素別費用	77